

## 資料編

- 甲賀福祉圏域にある障がい福祉サービス事業所等
- 湖南市発達支援システム
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議
- 障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例
- 湖南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定員会委員名簿
- 策定の経緯



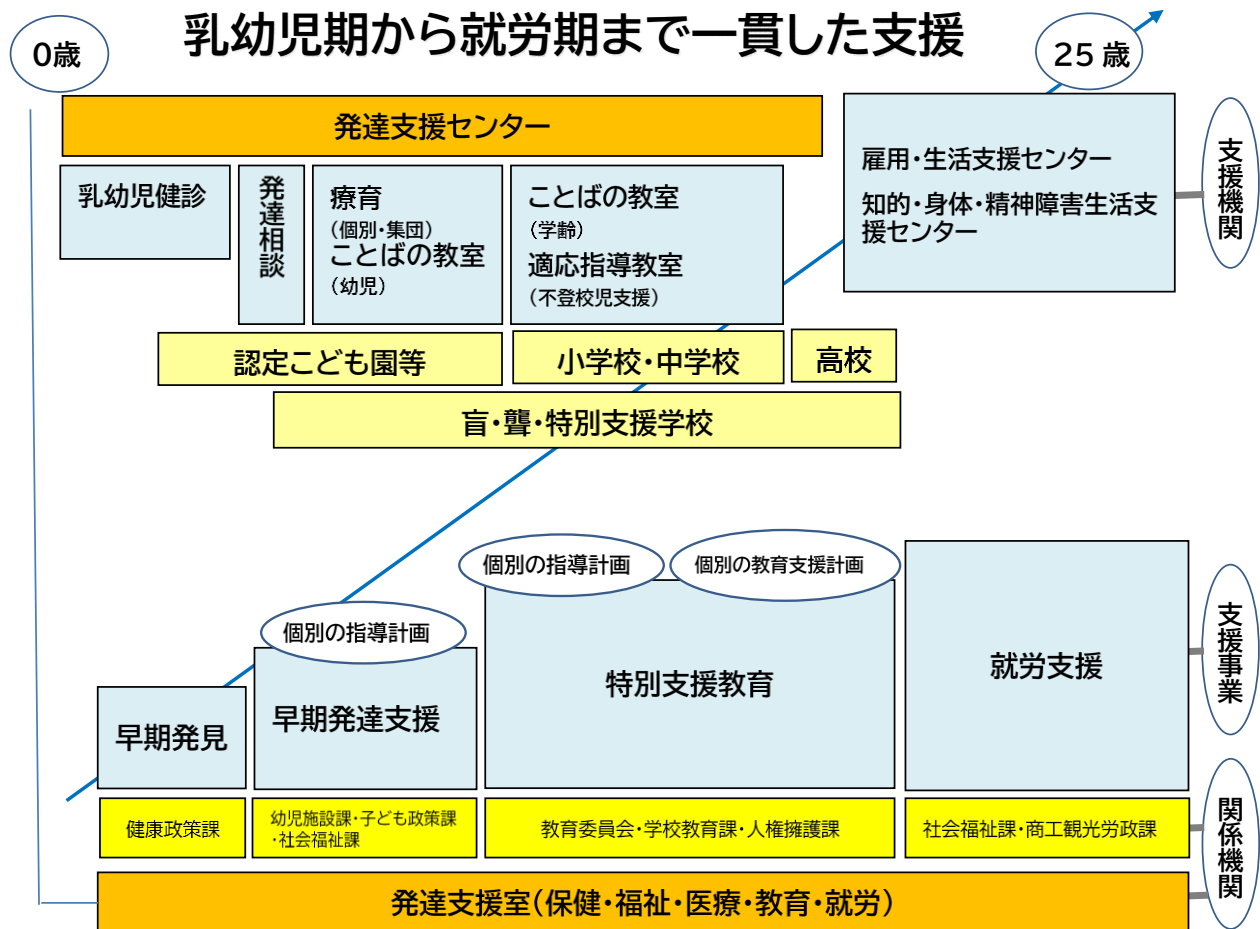
■甲賀福祉圏域にある障がい福祉サービス事業所等（令和2年10月末現在）

サービスの種類	所在地	事業所名	サービスの種類	所在地	事業所名			
就労支援・日中活動支援事業所								
就労移行支援 （一般型）	甲賀市	信楽くるみ作業所 ワークセンター紫香楽 働き教育センター甲賀 福祉事業所 春の日	グループホーム	甲賀市	COTTONハウス エムハイツ 錦花菓子 フォレスト あたご荘 TAMBO SIDE あおぞら 北山荘 和楽 楓生 桜生 サンタローザホーム むくの木ホーム やまつじホーム はなみずきホーム 宿り木 ボブラホーム さくらホーム けやきホーム こぶしホーム いちごジャム サニーズホーム フルハウス 精神障害者グループホーム かわせみ グループホームしろやま かずみハウス グループホーム春の日 ライフクリエイトなさか			
		就労継続支援(A型)			湖南省	エルディ		
就労継続支援(B型)	甲賀市	陽だまりA型サテライト甲南 ウエルメント水口、ウエルメント水口2 福祉事業所 春の日 共働事業所 けいかん			訪問系サービス事業所	湖南省	サービスセンターれがーと 落穂寮 八起会ホームヘルプステーション 美松苑ヘルパーステーション 湖南省社協 ホームヘルプセンター ぼだいじヘルパーステーション ヘルパーステーション楓	
		湖南省					しあわせ作業所 いしべ共働作業所 NBB Neo/バンバン さつき作業所 エルディ ワークステーション虹	甲賀市
甲賀市	やまなみ工房 ゆとりあ 甲賀福祉作業所 さわらび作業所 サニーサイド 共働事業所 けいかん つちやま福祉作業所 ワークセンター紫香楽 信楽くるみ作業所 アイ・コラボレーションしがらき コッカラ ここねっとふれあい農園 ワークショップ水口						甲賀市	
	自立訓練(生活訓練)	湖南省						スポットライフ・くればす
宿泊型自立訓練	甲賀市	しろやまコミュニティハウス					甲賀市	訪問介護事業所 花こころ ヘルプネット らいふ・かれっじ
生活介護	湖南省	もみじ あざみ 一麦 落穂寮 バンバン さつき作業所 十二坊デイサービスセンター スポットライフ・くればす						甲賀市
		甲賀市					やまなみ工房 第2さわらび作業所 もりこう園 ワークセンター紫香楽 信楽青年寮 しん 信楽青年寮 らく ここねっとふれあい農園 障がい者通所施設かがやき	
療養介護	甲賀市	(独)国立病院機構 紫香楽病院					湖南省	サービスセンターれがーと 落穂寮 八起会ホームヘルプステーション 美松苑ヘルパーステーション 湖南省社協 ホームヘルプセンター ヘルパーステーション楓
共同生活援助								
グループホーム	湖南省	南花 Myホーム ホワイトハウス すずらんホーム ましろ きらく しいのきホーム れがーとケアホーム おおきな木 碧天 COCORO・こころ 野の花	甲賀市	甲賀市			もりこう園 訪問介護事業所 花こころ ヘルプネット らいふ・かれっじ ヘルパーステーションみなくち 甲賀市 社協 ヘルパーステーションこうなん ヘルパーステーションこうなん ヘルパーステーションつちやま	
		甲賀市			テルホーム 浦白荘 ユーハイツ梅園櫻 ルナハイツ	同行援護	湖南省	八起会ホームヘルプステーション 湖南省社協 ホームヘルプセンター ヘルパーステーションみなくち 甲賀市 社協 ヘルパーステーションこうか ヘルパーステーションこうなん ヘルパーステーションしがらき ヘルパーステーションつちやま

サービスの種類	所在地	事業所名	サービスの種類	所在地	事業所名
行動援護	湖南省	サービスセンターれがーと 落穂寮	計画相談支援	甲賀市	相談支援事業所つくしんぼ 甲賀市社協 相談支援事業所 相談支援事業所やまなみ
	甲賀市	ヘルプネット らいふ・かれっじ			特定相談支援事業所あゆあん 特定相談支援事業所るりこ園 特定相談支援事業所はれるや 相談支援センターろーぶ
短期入所事業所					
(主に身体障がい)	湖南省	十二坊ショートステイ るりこ園	障がい児相談支援	湖南省	甲賀地域ネット相談サポートセンター 落穂寮相談支援事業所 湖南省児童相談支援事業所 大木会相談事業所 あぼし相談支援センター こけこっこ
	甲賀市	(独)国立病院機構 紫香楽病院 短期入所事業所かがやき			甲賀市
(主に知的障がい)	湖南省	もみじ あざみ 一麦 落穂寮 十二坊ショートステイ 南花	地域移行支援	湖南省	支援センターこのゆびとまれ 甲賀地域ネット相談サポートセンター あぼし相談支援センター
		甲賀市			るりこ園 (独)国立病院機構 紫香楽病院 信楽青年寮しん 信楽青年寮らく 短期入所事業所かがやき
(主に障がい児)	湖南省	県立近江学園	地域定着支援	湖南省	支援センターこのゆびとまれ 甲賀地域ネット相談サポートセンター あぼし相談支援センター
	甲賀市	るりこ園 (独)国立病院機構 紫香楽病院 県立信楽学園			甲賀市
施設入所支援事業所					
(主に身体障がい)	甲賀市	るりこ園	障がい者相談支援 事業	湖南省	支援センターこのゆびとまれ 甲賀地域ネット相談サポートセンター あぼし相談支援センター
(主に知的障がい)	湖南省	もみじ あざみ 一麦 落穂寮		甲賀市	しがらき地域生活支援センターうろむろ
		甲賀市	信楽青年寮しん 信楽青年寮らく	湖南省	支援センターこのゆびとまれ 甲賀地域ネット相談サポートセンター
障がい児入所・通所支援事業所					
障がい児入所支援	湖南省	近江学園	基幹相談支援 センター	湖南省	甲賀市・湖南省障がい者 基幹相談支援センター
	甲賀市	信楽学園	働き・暮らし応援センター	甲賀市	障がい者雇用・生活支援センター 甲賀
児童発達支援	湖南省	湖南省通所支援センター ぞうさん教室	成年後見センター	甲賀市	甲賀・湖南省成年後見センターばんじー
	甲賀市	甲賀市こじか教室	地域生活支援事業		
放課後等デイサービス	湖南省	放課後等デイサービス さぼてん 放課後等デイサービス キッズstation	日中一時支援事業	湖南省	あつたかホームいしべ宿 もみじ・あざみ 落穂寮 近江学園 かくたす
	甲賀市	放課後等デイサービス てんてん 放課後等デイサービス てんてんしがらき 児童デイサービス すまいる 児童デイサービス はっぴい 放課後等デイサービス にじいるクラブ さんま 放課後等デイサービス きらっと 児童デイサービス Luana			甲賀市
保育所等訪問支援	湖南省	湖南省通所支援センター ぞうさん教室	移動支援事業	湖南省	落穂寮 湖南省社協 ホームヘルプセンター 八起会ホームヘルプステーション サービスセンターれがーと
	甲賀市	甲賀市こじか教室			甲賀市
相談支援事業所					
計画相談支援	湖南省	支援センターこのゆびとまれ 甲賀地域ネット相談サポートセンター 落穂寮相談支援事業所 湖南省社協 相談支援事業所 大木会相談事業所 あぼし相談支援センター こけこっこ	地域活動支援 センター (I 型) (II 型)	湖南省	支援センターこのゆびとまれ
		甲賀市		地域生活支援センターしろやま しがらき地域生活支援センターうろむろ 甲賀市児童相談支援事業所	甲賀市
その他のサービス					
	湖南省	サービスセンターれがーと	ナイトケア	湖南省	サービスセンターれがーと
	甲賀市	青少年自立支援ホーム一歩 青少年支援ハウス かがやき	滋賀型地域活動 支援センター	甲賀市	青少年自立支援ホーム一歩 青少年支援ハウス かがやき
行政機関					
障がい福祉担当窓口		湖南省社会福祉課 甲賀市障がい福祉課			

## ■ 湖南省発達支援システム

湖南省では、独自に「湖南省発達支援システム」をつくり、支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた指導・支援の計画（個別の指導計画、個別の教育支援計画）に基づく縦の連携による支援を提供しています。

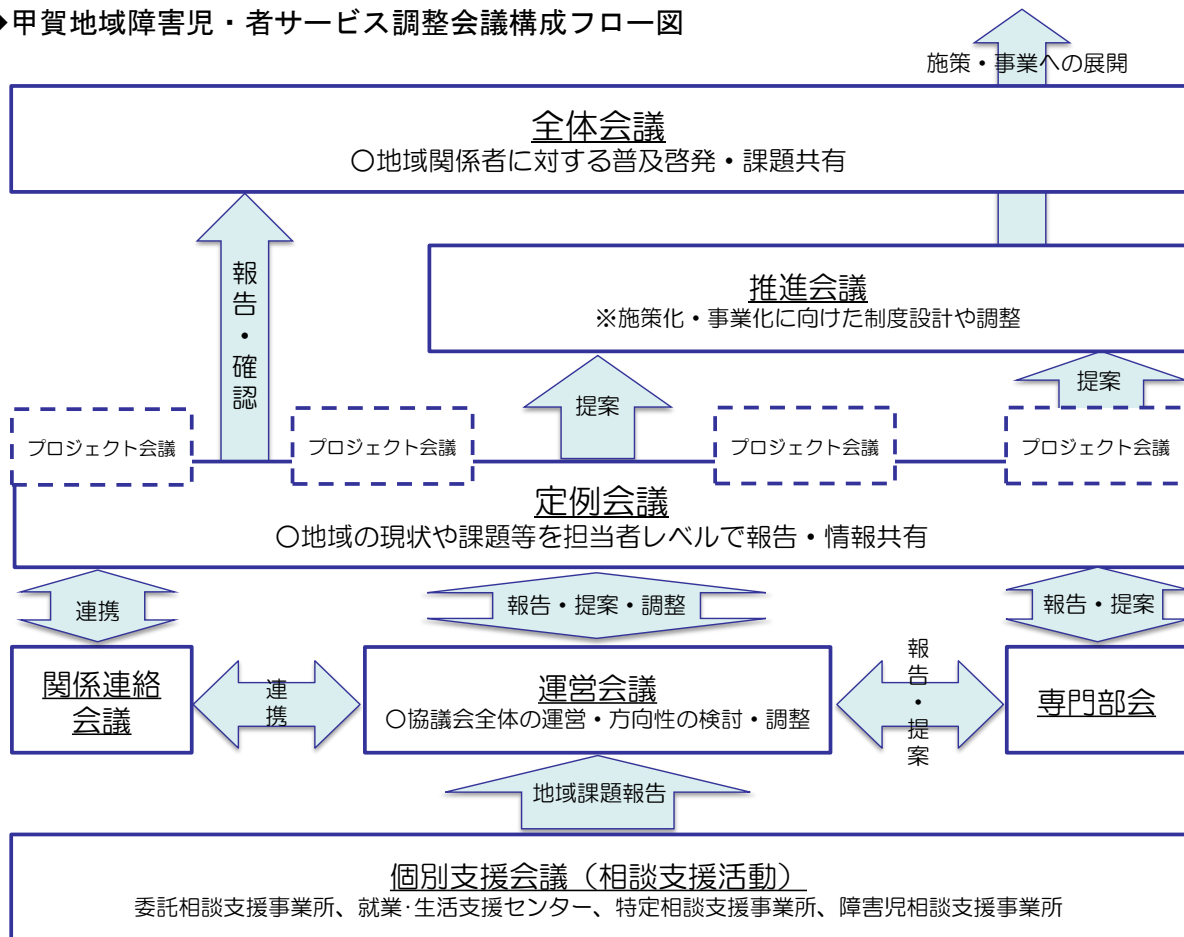


## ■甲賀地域障害児・者サービス調整会議

甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南市）では、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、学校、行政による「甲賀地域障害児・者サービス調整会議」を設置し、関係者が連携して福祉課題の解決に取り組んでいます。

この会議では、相談支援機関の相談活動などにより把握した、個別の障がいのある人の福祉ニーズを共有することで、事業者が連携して複数のサービスを一体的に提供するとともに、個別の福祉ニーズを集約することで地域課題化し、福祉サービスの開拓・開発にもつなげています。さらに、相談支援機関の独立性・中立性の確保と評価、関係者の学習、啓発や情報発信といった多様な機能を持っています。

### ◆甲賀地域障害児・者サービス調整会議構成フロー図



## ◆甲賀地域障害児・者サービス調整会議の運営

### 【目的と機能】

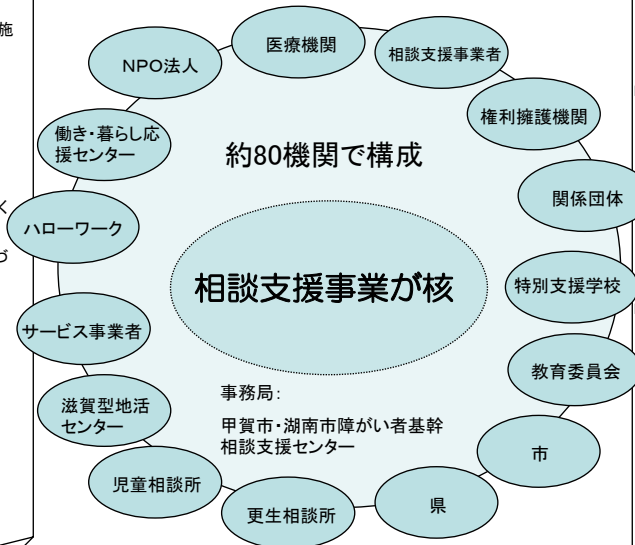
甲賀地域に居住する障害児(者)に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ①訪問・相談活動を通じ、障害児(者)のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。
- ②複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定及び関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③甲賀地域の障害児(者)に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

### 【これまでの経過】

- 平成 7年 発足(14団体)  
(知的分野の相談支援・評価の場)
- 平成 8年 24時間在宅福祉サービスの実施
- 平成10年 進路調整部会スタート
- 平成12年 身体分野参画
- 平成14年 精神分野参画
- 平成15年 精神障害者部会スタート
- 平成17年 特別支援教育部会スタート
- 平成18年 障害者自立支援法施行に伴い  
地域自立支援協議会に位置づく
- 平成20年 ここあいパスポート作成
- 平成21年 二市の自立支援協議会に位置づく  
き、市による運営スタート  
部会は相談支援事業所が  
事務局を担う  
推進会議が位置づく  
就労支援部会が位置づく
- 平成25年 重点対策部会がスタート
- 平成27年 居住支援部会がスタート  
甲賀市・湖南市障がい者基幹  
相談支援センターが事務局を  
担う(10月より)

### 地域ネットワークを構築



### 【運営状況】

- 〔基幹会議〕
- 全体会議 年2回
  - 推進会議 随時
  - 定例会議 隔月
  - 運営会議 毎月
- 〔専門部会〕
- 進路調整部会 年3回
  - 精神障害者部会 年6回
  - 発達支援部会 毎月
  - 相談支援事業ネットワーク部会 毎月
  - 就労支援部会 年2回
  - 重点対策部会 随時
  - 居住部会 年3回
  - 拠点等事業運営委員会 毎月
- 〔プロジェクト会議(開始年度)〕
- 障害福祉計画検討会 18年
  - 地域生活移行検討会 19年
  - 就労移行検討会 19年
  - 居宅介護等サービス検討会 23年
  - 未来構想検討会 23年
  - 権利擁護在り方検討会 28年
  - 高次脳機能障害連絡調整会議 30年
  - 身元保証人不在者への支援の在り方検討会 30年
  - 地域生活支援拠点整備プロジェクト会議 30年
  - 子どもの支援連絡会 令和1年
  - 行動障がい支援検討会 令和2年
  - 新型コロナウイルス対策プロジェクト会議 令和2年
  - その他、必要に応じ随時開催

# ■障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例

平成 18 年 6 月 20 日

条例第 23 号

改正 平成 18 年 9 月 25 日条例第 32 号

平成 20 年 12 月 25 日条例第 34 号

平成 25 年 3 月 19 日条例第 5 号

平成 28 年 3 月 30 日条例第 6 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 早期発見及び発達支援（第 8 条～第 14 条）

第 3 章 就労支援（第 15 条・第 16 条）

第 4 章 生活支援（第 17 条～第 20 条）

第 5 章 支援を広げるための施策（第 21 条～第 23 条）

第 6 章 湖南省障がい者施策推進協議会（第 24 条～第 30 条）

第 7 章 雑則（第 31 条・第 32 条）

## 付則

第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、障がい者の発達及び自立の支援に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育及び就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進し、もって障がい者の自立及び障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 1 号に規定する「障害者」をいう。

2 この条例において「障がい児」とは、前項に定める障がい者のうち 18 歳未満の者をいう。

### （市の責務）

第 3 条 市は、基本法第 6 条の規定に基づき、国、県、近隣市町、障がい者の福祉に携わる事業者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）及びその他の機関並びに障がい者及び地域社会と連携し、障がい者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を支援し、その自立を促進するための措置を講じるものとする。



2 市は、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号。以下「発達支援法」という。）第 3 条各項の規定に基づき、発達障がいの早期発見、発達支援、就労支援及び生活支援に関する必要な措置を講じるとともに、これら施策を講じるに当たっては、保健、福祉、医療、教育及び就労に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するものとする。

3 市は、障がい者支援施策の実施に当たり、常に財政の健全性に配慮しなければならない。

4 市は、効果的な障がい者支援施策が市民に対して持続的に提供されるために、他の地方公共団体に情報を提供し施策の普及に努めるとともに、国、県に対して制度化等による財政上の安定化が実現するよう働きかけるものとする。

5 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者の自主性を尊重しなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、助け合いの精神に基づき、協力して障がい者が地域でいきいきと暮らせるよう積極的又はさりげなく応援することに努めなければならない。

2 市民は、障がい者に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3 障がい者並びに障がい者の家族及び保護者は、社会の一員として自立に努めるものとする。

（事業者等の責務）

第 5 条 事業者（市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 5 条の趣旨を踏まえ、個別に、又は相互に協力することにより障がい者の雇用を一層進めるとともに、職業生活の安定に配慮するよう努めなければならない。

2 障がい福祉サービス事業者は、その福祉サービスの提供にあたっては障がい者の意向を十分に尊重するとともに、質の高いサービスの提供に努めなければならない。

3 医療機関は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 及び第 1 条の 4 の精神に基づき、障がい者を含む市民の生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨としてその健康を維持増進するため、治療、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

4 保育園（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）は、障がい児の健全な育成を図るための保育に配慮するよう努めなければならない。

5 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の学校をいう。以下同じ。）は、障がい児の健全な育成を図るための教育を行うよう努めなければならない。

（障がい者の支援に関する基本計画）

第 6 条 市は、基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「障がい者の支援に関する基本計画」という。）を策定する。

2 障がい者の支援に関する基本計画を策定するときは、他の関連する諸計画との整合を図るとともに、市  
他の計画においても、本条例の趣旨が適切に反映されるように努めなければならない。

(湖南省発達支援システム)

第 7 条 市は、保健、福祉、医療、教育及び就労の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携によ  
り、障がい者及び発達に支援の必要な児童に対し、その発達段階、年齢、生活状況及び社会環境に応じて  
必要な支援を総合的に提供する仕組み（以下「湖南省発達支援システム」という。）を構築し、その円滑  
な運営に努めるものとする。

2 関係機関は、湖南省発達支援システムに参加することで相互に連携し、障がい者に対する効果的な支援  
に努めなければならない。

3 湖南省発達支援システムに参加する関係機関の職員又はその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏  
らしてはならない。

## 第 2 章 早期発見及び発達支援

(医療)

第 8 条 市は、専門的に障がいの診断及び発達支援を行うことができる医療機関との連携に努めるものと  
する。

(早期発見)

第 9 条 市は、乳幼児の障がいの早期発見に資するため、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12  
条及び第 13 条に規定する健康診断を行うに当たり、適切な措置を講じるものとする。

2 市教育委員会は、児童の障がいの早期発見に資するため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）  
第 11 条に規定する健康診断を行うに当たり、適切な措置を講じるものとする。

3 市及び市教育委員会は、児童に障がいの疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童につい  
ての継続的な相談を行うよう努めるものとする。

(早期発達支援)

第 10 条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な児童が早期の発達支援を受けることができるよう、保護  
者に対しその相談に応じ、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

(保育)

第 11 条 市及び保育園は、保育の実施に当たっては、障がい児及び発達に支援の必要な児童の健全な発達  
が他の児童とともに集団生活することを通じて図られるよう、支援体制の整備に必要な措置を講じるもの  
とする。

(教育)

第 12 条 市及び市教育委員会は、その所管する学校において、障がい児及び発達に支援の必要な児童がそ  
の障がいの状態に応じ、十分に適切な教育が受けられるようにするため、特別支援教育及び支援体制の整  
備に必要な措置を講じるとともに、私立学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項の  
私立学校をいう。）においても同様の措置がとられるよう働きかけるものとする。

(放課後等における支援)

第 13 条 市は、共働き等の理由により昼間保護者がいない家庭の障がい児が、放課後又は休暇中に健全に充実した生活を送ることができるようにするため、放課後児童健全育成事業その他の事業について、適切な措置を講じるものとする。

(専門的な発達支援を行う施設)

第 14 条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な児童の心身の発達を総合的に支援するため、専門的な相談、指導、療育その他必要な支援を行う施設を設置するものとする。

### 第 3 章 就労支援

(雇用環境の整備)

第 15 条 市は、市内の事業所を対象として障がい者の特性に応じた職種及び職域に関する調査を行い、職場開拓に努め、障がい者が能力に応じた適切な職業に従事することができるよう雇用の促進を図るとともに、障がい者が円滑に就労できるよう関係機関と連携して支援するものとする。

(就労支援)

第 16 条 市は、商工業団体、就労支援を行う機関、障がい福祉サービス事業者、学校及び障がい者の団体と共同して相互連携及び支援施策の検討を行う組織を設立し、連携して障がい者の就労促進に努めるものとする。

2 市は、障がい者の就労を支援するための計画を策定し、事業者に対して情報提供及び啓発を行い、障がい者の雇用の促進を図るものとする。

3 市は、障がい者が就労のための準備を適切に行えるよう学校及び児童福祉施設との連携を深めるなど、必要な措置を講じるものとする。

4 市は、地域における就労に関する相談業務が適切に実施されるよう、第 1 項の組織を構成する団体及び機関並びに湖南市発達支援システムに参加する関係機関その他の機関と連携を図るものとする。

### 第 4 章 生活支援

(地域での生活支援)

第 17 条 市は、障がい者が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるようにするため、障がい者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）その他障がい者の福祉に関する法律に基づく支援を行うとともに、充実した地域生活及び地域活動を行うことができるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、地域における障がい者の生活支援を進めるに際して、児童福祉施策及び高齢者福祉施策との連携に努めなければならない。

(権利擁護)

第 18 条 市は、障がい者が、その障がいのため法的利益を損なわれることがないようにするため、成年後見制度その他の権利利益の保護等のための施策又は制度が、広く利用されるよう必要な支援を行う。

(地域での安全確保)

第 19 条 市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく市地域防災計画に基づき、災害から障がい者の生命や財産を守り、生活の安全と安心を確保しなければならない。

2 市は、大規模災害等により避難等が必要とされる場合において、支援を要する障がい者の居住等に関する情報を、湖南省個人情報保護条例（平成 16 年湖南省条例第 11 号）第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき必要と認められる範囲内で、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童委員、湖南省社会福祉協議会及び湖南省消防団等と共有し、障がい者の地域における安全を確保するものとする。

3 前項の情報は、前項に定める使用目的を達成するためのみに利用されなければならない。

4 第 2 項の情報を知った者は、その職を離れた後も秘密を漏らしてはならない。

（バリアフリー化の推進）

第 20 条 市、市民及び事業者は、障がい者の自立及び社会活動の妨げとなる物理的障壁、制度上の障壁及び意識上の障壁並びに文化面及び情報面における障壁を取り除くよう努めなければならない。

2 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

## 第 5 章 支援を広げるための施策

（市民の理解）

第 21 条 市は、基本法第 7 条の規定に基づき、障がい者についての市民の正しい理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（市民活動等への支援）

第 22 条 市は、市民による障がい者福祉の増進に資する特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に定める活動）が市内において活発に展開されるよう、情報の周知及び活動の支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、障がい福祉サービス事業者が自主的に創意工夫し、障がい者の福祉の増進に取り組むことができるよう配慮するものとする。

（人材の養成等）

第 23 条 市は、障がい者を支援する専門的人材を養成するため、障がい者支援に関する専門性を高める研修を実施する。

2 市長は、市の行政に障がい者についての配慮がなされるよう、市職員の福祉関係施設等における研修を実施するものとする。

## 第 6 章 湖南省障がい者施策推進協議会

（設置）

第 24 条 市は、基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、湖南省障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 25 条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

（1）障がい者の支援に関する基本計画の策定に関し意見を述べること。

（2）障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

(3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(4) 障がい者に関する施策の推進状況について検証すること。

(組織)

第 26 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、障がい者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者の雇用に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 27 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 28 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 29 条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第 30 条 協議会の庶務は、障がい者の福祉に関する事務を所管する課において処理する。

## 第 7 章 雑則

(実施状況の報告)

第 31 条 市は、3 年毎に、障がい者に関して講じた施策に関する報告書を取りまとめ、議会及び協議会に提出するとともに、市民に公表する。

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この条例に規定する措置等については、法令等に基づく制度改正があった場合、又はこの条例の施行状況を検討し必要と認められる場合は、見直しを行うものとする。

(湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年湖南省条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 18 年条例第 32 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年条例第 34 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年条例第 5 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 6 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日に施行する。

## ■湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

◎：委員長 ○：副委員長

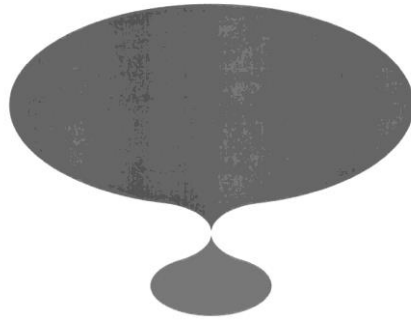
	氏名	所属・職	分野
	樽井 康彦	龍谷大学社会学部現代福祉学科准教授	学識経験者(障がい福祉)
	宇野 正信	滋賀県発達障害者支援センター アドバイザー相談支援員	学識経験者(特別支援教育、発達障がい)
	藤田 資文	ふじた医院医師	学識経験者(医療)
	本谷 研司	阿星山診療所精神科医	学識経験者(医療)
	古岡 裕子	湖南省手をつなぐ親の会、知的障がい者相談員	関係団体の代表者 (知的障がい)
	上野 実	湖南省障がい児者団体連絡協議会	関係団体の代表者
◎	中島 秀夫	甲賀市・湖南省障がい者基幹相談支援センター 管理者 甲賀地域ネット相談サポートセンター管理者	福祉事業者
	小野 和雄	地域アドボケーター	福祉事業者
○	山崎 秀樹	さわらび福祉会総合施設長	福祉事業者
	太田 正則	落穂寮施設長	福祉事業者
	桐高 とよみ	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー所長	福祉事業者
	中川 豊	NPO ワイワイあぼレクラブ理事長	福祉事業者、市民(NPO)
	望月 惇二	身体障害者相談員	市民(当事者)
	山本 耕資	市民	市民(市民/公募)
	浅居 正芳	(公財)滋賀県人権センター	学識経験者(人権)
	松村 重孝	甲賀公共職業安定所所長	雇用(行政)
	谷村 太	湖南省民生委員児童委員協議会	地域福祉 (民生委員児童委員)
	中村 千恵子	湖南省社会福祉協議会	地域福祉 (社会福祉協議会)
	永田 誠治	湖南省区会長	市民(自治会)
	広部 武	湖南省地域まちづくり協議会	市民(まちづくり協議会)
	鈴木 誠	県立三雲養護学校進路指導部長	教育(特別支援学校)
	名田 早苗	湖南省小学校教諭	教育

## ■策定の経緯

年 月 日	内 容
令和2年（2020年） 6月22日	<p>第1回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会（以下策定委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長・副委員長の選任について</li> <li>・策定委員会公開要領について</li> <li>・障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について（計画の趣旨、計画策定の視点、スケジュール等）</li> </ul>
6月30日～7月13日	<p>ニーズ調査・アンケート調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆18歳未満の障がい児の保護者 204人 （回収数87人・回収率42.6%）</li> <li>◆18歳以上の障がい者 1,907人（回収数761人・回収率39.9%）</li> <li>◆18歳以上の一般市民 1,000人（回収数441人・回収率44.1%）</li> </ul>
8月26日	<p>第2回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査・アンケート調査の結果について</li> <li>・第2次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画における目標値と実績について</li> </ul>
9月	<p>団体アンケート調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係団体 12団体（回収数10団体・回収率83.3%）</li> </ul>
10月7日	<p>第3回策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査・アンケート調査の結果について（前回・前々回調査との比較）</li> <li>・団体ヒアリング調査の結果について</li> <li>・第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画（障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）の骨子案について</li> <li>・施策体系案について</li> </ul>



11月25日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画の素案について</li> </ul>
令和3年(2021年) 1月6日～2月2日	計画素案に対するパブリックコメントの募集 (意見数:20件)	
2月12日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画(案)について</li> <li>・計画案修正箇所について</li> <li>・計画概要版案について</li> <li>・パブリックコメントへの対応案について</li> <li>・計画案に対する意見について</li> </ul>



## 湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流に沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一、美しい水と緑を大切にし、  
自然と調和したまちをつくります。
  
- 一、たがいの人権を認めあい、  
思いやりのあるまちをつくります。
  
- 一、子どもが健やかに育ち、障がい者や  
老人をはじめ、だれもが安心して  
暮らせるまちをつくります。
  
- 一、ゆたかな歴史を重んじ、  
香り高い文化のまちをつくります。
  
- 一、社会の規律を守り、  
安全で住みよいまちをつくります。

(平成 17 年 11 月 20 日制定)

---

第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画

みんなでとりくむ つばさプラン

---

発行年月 令和3年（2021年）3月

発行 湖南省

編集 湖南省健康福祉部社会福祉課

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

電話 0748-71-2364

FAX 0748-72-3788

Eメール [fukushi@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:fukushi@city.shiga-konan.lg.jp)

---